

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の一部を改正する法律案（概要）

【背景】

- 重度訪問介護においては、職場での介護や通勤における移動中の介護は、個人の経済活動等に関する支援を公費で負担すべきか又は障害者を雇用する事業主等が合理的配慮として対応すべきか等の課題があることから支援の対象外とされており、このことが重度訪問介護の利用者にとって「就労の壁」となっている。



- しかしながら、個別給付の支援の内容である排せつや食事の介護は、仕事をするか否かに関わらず必要な日常生活の介助であり、就労中にこうした支援を受けるとしても、あくまで日常生活の延長線上にある支援といえるため、個人の経済活動を公費で支援することにはならないと考えられる。
- 重度訪問介護については、これまで当事者の積極的な運動により支援の拡充が図られた後、支援が後退した経緯がある。一方で、重度訪問介護を必要とする障害者に対する支援の必要性は高いものがある。そこで、まずは重度訪問介護について支援の拡充を行うべきである。
- 勤労は全ての国民に保障されている権利である。日常生活の延長線上にある支援の拡充により、「就労の壁」を取り除いていくことが、常時介護を必要とする重度の障害者であっても働くことのできる社会の実現に資することとなる。



【改正の概要】

一 重度訪問介護の定義の改正

障害者総合支援法第5条第3項に規定されている重度訪問介護の定義を改正し、職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の定義に加えることにより、職場での介護及び通勤における移動中の介護を重度訪問介護の対象とする。

二 検討

- 1 政府は、障害者等が日常生活又は社会生活を営むために必要不可欠な介護が障害者等の必要に応じて切れ目なく提供されることにより、障害者等の社会参加の一層の促進を図ることの必要性に鑑み、重度訪問介護の対象とならない障害者等に対して職場及び通勤における支援を行うことについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、障害者等が教育を受ける機会を確保することの重要性に鑑み、教育に関する施策との連携を図りつつ、障害者等の通学における支援の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、重度の肢体不自由者その他の障害者等が職場において業務を行うに当たり、障害の特性に配慮した必要な支援を受けられるよう、障害者等を雇用する事業主に対する支援の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

三 施行期日

令和3年4月1日 ※ただし、二の3は公布の日から施行。

* 本案施行に要する経費は、平年度約14億円の見込み。